

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

飯田市長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の実施に関する事務、保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、職権による保護の開始又は変更に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、保護に要する費用の返還に関する事務及び徴収金の徴収に関する事務、医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務など 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務など
③システムの名称	(1)生活保護システム、(2)住民基本台帳ネットワークシステム、(3)統合宛名管理システム、(4)中間サーバー、(5)医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第23の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表第1項 飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第一3項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第3号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 43, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 123, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 162, 167, 168, 169, 170, 171, 172の各項 2 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表の23、令和6年省令第9号 第2条の表42, 43, 161, 162の項、44条、45条 3 医療扶助オンライン資格確認事務に係る根拠生活保護法第80条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

飯田市役所 福祉部福祉課
長野県飯田市大久保町2534番地
0265-22-4511

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	飯田市役所 福祉部福祉課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。また、入出が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・住基ネット照会を行った際には控えた特定個人情報はシステム登録後に速やかに裁断する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月21日	I . 1. ②		生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務などを追加記載	事前	
平成28年12月21日	I . 3.		飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第一3項を追加記載 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第3号を追加記載	事前	
平成28年12月21日	I . 4. ②	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): (9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項) (別表第二における情報照会の根拠):(26項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条) (情報照会の根拠):(19条)	「番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)」の項番中「16,」の後に「20,21,」を、「31,」の後に「38,」を、「50,」の後に「53,」を、「116,」の後に「119,」を加える。 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠)」の項番中「12,」の後に「14,」を、「22,」の後に「24,26の4,27,」を、「55,」の後に「59の2,59の3」を加える。	事前	
平成28年12月21日	I . 5. ②	福祉課長 飯島剛	福祉課長 高木祥司	事後	
平成28年12月21日	II . 1	平成26年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成28年12月21日	II . 2	平成26年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	I . 5. ②	福祉課長 高木祥司	課長	事後	
令和1年5月31日	II . 1	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	II . 2	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV		様式変更に伴い追記	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	I. 1. ②	生活保護法に基づく保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務など 生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務など	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の実施に関する事務、保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、職権による保護の開始又は変更に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務、保護に要する費用の返還に関する事務及び徴収金の徴収に関する事務、医療扶助オンライン資格確認の導入に関する事務など 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止または廃止に関する事務、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収に関する事務など	事後	
令和8年2月20日	I. 1. ③	(1)生活保護システム、(2)住民基本台帳ネットワークシステム、(3)統合宛名管理システム、(4)中間サーバー	(1)生活保護システム、(2)住民基本台帳ネットワークシステム、(3)統合宛名管理システム、(4)中間サーバー、(5)医療保険者等向け中間サーバー	事後	
令和8年2月20日	I. 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第23の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第一3項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第3号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第23の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第15条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第8号)表第1項 飯田市個人番号の利用等に関する条例第4条第1項 別表第一3項 飯田市個人番号の利用等に関する条例施行規則第2条第3号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	I. 4. ②	<p>番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): (9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119,120項) (別表第二における情報照会の根拠):(26項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): (8,9,11,12,14,17,19,20,21,22,24,26の4,27,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55,59の2,59の3条) (情報照会の根拠):(19条)</p>	<p>1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) 13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 43, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 123, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 162, 167, 168, 169, 170, 171, 172の各項</p> <p>2 情報照会の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号、別表の23、令和6年省令第9号 第2条の表42, 43, 161, 162の項、44条、45条</p> <p>3 医療扶助オンライン資格確認事務に係る根拠生活保護法第80条の4</p>	事後	
令和8年2月20日	I. 7	飯田市役所 健康福祉部福祉課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	飯田市役所 福祉部福祉課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	事後	
令和8年2月20日	I. 8	飯田市役所 健康福祉部福祉課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	飯田市役所 福祉部福祉課 長野県飯田市大久保町2534番地 0265-22-4511	事後	
令和8年2月20日	II. 1	平成31年4月1日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	
令和8年2月20日	II. 2	平成31年4月1日 時点	令和8年1月31日 時点	事後	
令和8年2月20日	IV. 8	IV. 8 監査	IV. 9 監査	事後	
令和8年2月20日	IV. 10	IV. 9 従業者に対する教育・啓発	IV. 10 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和8年2月20日	IV. 8 人手を介在させる作業	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月20日	IV. 8 人手を介在させる作業 法令上の根拠	なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。また、人出が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような対策を講じている。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・住基ネット照会を行った際には控えた特定個人情報システム登録後に速やかに裁断する。	事後	様式変更に伴い追記
令和8年2月20日	IV. 9 従業者に対する教育・啓発	IV. 9 従業者に対する教育・啓発	IV. 10 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和8年2月20日	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	十分である	事後	様式変更に伴い追記
令和8年2月20日	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	飯田市情報セキュリティ対策基準に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、定期的な情報セキュリティ研修の実施や、特定個人情報を含む書類は施錠できる保管庫に保管することを徹底するなどの運用を実施している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更に伴い追記